

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 5件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)  
 うち回答済みの件数 : 5件  
 うち回答作成中の件数 : 0件  
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 16件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月 令和3年7月分)

※回答済みのもののうち、1件は個人情報に関する趣旨となっており、下記に内容を掲載しておりませんので御了承下さい。

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済  
 △=手紙の内容を検討中  
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	急ぎ小学校へ扇風機の導入のお願い	<p>○○小学校へ扇風機を導入して頂けないでしょうか。早急な対応をお願いします。先日、しまいくの子育ての会にて、染谷市長へ、お時間を頂きたいとお声掛けをさせて頂きました。その日は、タイミングが合わなかった様で、その後、お話も出来ず、この様な形になり申し訳ありません。私は、本年度○小のPTA会長を務めさせて頂いております、○○と申します。私の背には、450人程の児童がいます。○小は、新校舎になり、大変快適に過ごしていると思っておりましたが、学校に扇風機がありません。換気の手段が、窓を開けて風を入れるだけです。エアコンもありますが、扇風機がない為、拡散出来ず、空気が循環しておりません。また、コロナ感染防止もあり、マスクが必須となっており、体調不良でも、保健室へ行かない限り、マスクを外す事は許されておりません。扇風機があれば、かなり環境が変わると考えます。いつか、熱中症で子供達に異常か起きるのでないか、保護者は、不安を抱えております。教員に相談しましたが、新校舎で一年過ごしていない事、職員は不都合を感じない事、子供達は苦しいと言っております。学校の予算、お金が無い事などを理由に対応してもらえません。子供達は、悲鳴をあげています。願いですから、せめて、学校へ扇風機を付けて頂けないでしょうか。夏休み明けの、残暑の学校生活を、保護者は心配しておりま</p>	<p>先日は、子供たちの学校生活について相談された際に十分な説明ができず、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>さて、小学校建て替え工事につきましては御理解、御協力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>改築しました小学校の空調につきましては、普通教室、特別教室において、1教室につき2台の天井埋め込み型4方向吹き出しのエアコン及び熱交換機能付きの換気扇を設置しております。</p> <p>空気の拡散ができていないという御心配につきましては、教室内の計8か所から冷気を吹き出すことにより複数の気流が発生し、広く拡散できていると考えています。</p> <p>また、換気の手段が窓を開けることしかないとの御指摘につきましては、熱交換機能付きの換気扇により、室内の温度を維持したまま、室内の空気を排出し、室外の空気を取り入れる構造となっております。</p> <p>なお、児童・生徒の熱中症対策としては、文部科学省が定めている「学校環境衛生基準」を基に制定した、「空調設備運用指針」に基づいてエアコンを稼働させております。</p> <p>これらのことから、現状においては空調設備の効率的な稼働により、新たに扇風機を設置する必要性は低いのではないかと考えております。</p>	×	教育総務課 36-7953

			す。早急な対応をお願いします。			
2	手紙	女子のズボン着用について	<p>来年中学校に入学します。そこで制服のことについて話をしたいです。それは、「女子でもズボンをはける」ようになることです。富士市のある中学校で女子でもズボンをはけるようになったニュースを母から聞きました。私はスカートが苦手です。ズボンをはいています。服装も“クールな”服装で登校しています。ズボンを選べたらうれしいです。お願いします。</p>	<p>お手紙を読み、中学入学にあたり、普段着慣れているズボンを着用したいという〇〇さんのお気持ちがよくわかりました。</p> <p>〇〇さんが進学する予定である中学校へ問い合わせをしたところ、「女子のズボン着用」が可能であるとの回答を得ました。</p> <p>今後、〇〇さんから直接中学校へ問い合わせをしていただき、詳しい内容を確認していただきたいと思います。</p>	○	学校教育課 36-7955
3	手紙	現火葬場建設当時の問題点について	<p>私の町内には戦前から使われていた古い火葬場があり、煙、臭、景観等公害になやまされておりました。当然当時の市長へ度々移転を要望して参りましたが、何分にも立地が見つからないことで延び延びなっていました。その後昭和の終り頃（昭和 57 年頃と思います）突然ある事件がありました。それを契機に現在の場所が急浮上して参りました。市当局町内会等各方面から検討をした結果適当であるとの結論となり、移転・新設が決定いたしました。町内の一部には景観等を考えもつと山の奥を希望した意見もあったのも事実です。次に進入路の建設ですが関係地主は私と A さん B さんの 3 人ですが A さんと B さんは道路用地のみの買収には反対で全面積の買収を市に対し強硬に要求しました。担当の市職員は大変苦労されたと思います。その結果 A さん B さんの土地を私にどうしても買ってこれという話になり。応じれば私所有の土地を他所へ売却してあげましようとの約束しました。当時の市長が今直ちにというわけにはいかないからしばらく時間をくれとのことでした。道路用地について 3 人の地主が反対しているので火葬場の建設がスムーズにいかないという風評が私の耳にも入ってきましたのでやむを得ず A・B 二人の土地を私が買い取った次第です。その後私の土地の売却の話がありました。第一は医院を作ることでしたが、他の方に適地が見つかったので不調に終わりました。第二は市農委の職員のミスで消えてしまいました。その職員は現在も市につとめているとのこと。現在までそのまま過ぎてきました。いろいろ申しあげましたが拙文にて思うように書けません。お忙しいところおそ</p>	<p>〇〇様所有の農地である〇〇に係る現火葬場建設当時の経緯については、現状では確認ができないため、申し訳ありませんが回答することができません。</p> <p>また、以前にも担当課からご説明をいたしました。当農地は農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域（青地）となっております。</p> <p>そのため、農地を所有する資格がある農業者へ農地としての売却はできますが、農地以外の用途に転用するためには、農用地区域（青地）からの除外が必要になります。</p> <p>農地を農地として貸借する場合には静岡県が行う農地中間管理機構による農地バンク事業を活用できるほか、認定農業者等へ売却する場合は農業委員会による斡旋の制度があります。</p> <p>また、農用地区域（青地）からの除外を希望される場合は、転用後の具体的な転用計画や代替性、周辺農地への影響の有無などの条件を満たすことが必要となりますので、事業計画を具体的に決めていただき、農業振興課までご相談をお願いします。</p> <p>今回ご要望のありました市幹部職員との面談につきましては、〇〇様のご意向に沿うことができないことから対応できかねますので、ご了承願います。</p>	×	農業振興課 36-7147

			れいりますが市長さんが幹部職員の方に直接お目にかかってお話を聞いていただきたいと思ひます。よろしく取り計らいいただけますようお願い申し上げます。			
4	メール	コロナ禍による支援センター等の使用方法について	<p>私は現在 2 歳と 0 歳の子を持つ母です。支援センターへは上の子の時から、憩いの場として、また同年代の子と関わる子の成長の為として通わせていただひています。</p> <p>コロナ禍により人数制限の為の予約、検温等のシステムがつくられました。そこに本人含め同居者が県外、国外に出た場合には 2 週間の来園を控えるようにというものもあります。母としては心配なく遊びに行けるので有難いのですが、児童館ではコロナが蔓延している地域に行った者は控えるようにと言った具合に場所によって決まりはそれぞれです。連休明けにはそういった児童館には県外に遊びに行った人が不特定多数来るのかな、という不安があります。諸事情でどうしても県外へ行かなければならない人もいます。そういう方々に来るな！とは思ひません。家にずっとこもってしまうのは親子共に負担が大きいと思ひますので。ただ、県内から出ないようにして人の安心の為、一律に条件を決めていただきたく思ひます。県外に出た人も遊びに来られる場所づくり、時間づくりをしていただけたらと思ひ本メールを送らせていただきました。</p> <p>県外に出た人も来られるよう、午前午後や曜日で違う条件（県外外出者も来られるためそれを了承する者等）にする等を設けていただけたらより安心だと感じます。</p> <p>ご一読ありがとうございます。ご検討をお願いいたします。</p>	<p>島田市では、子育てしやすい環境を整えるため、結婚から出産・子育てまでを切れ目なく支援できる体制を整えています。</p> <p>その中でも、子育て支援センターは、育児負担の軽減や子育てに関する相談・情報提供の場として、子育て親子に気軽に來ていただける施設です。</p> <p>〇〇様には、日頃からご利用をいただきありがとうございます。</p> <p>お問い合わせいただきました「コロナ禍による支援センター等の使用方法」について回答させていただきます。</p> <p>コロナ禍により、現在、子育て親子に安心して利用していただくため、次の感染症対策を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来所時に体温や体調をチェックし、発熱や風邪症状のある方の利用自粛をお願いする。</li> <li>・玩具や部屋などの消毒を一日数回行う。</li> <li>・定期的に換気を行う。</li> <li>・密にならないよう利用者の人数を制限する、一部の行事や講座の参加を予約制にする。</li> <li>・県外に行った方（同居の家族を含む）については、対象地域に応じて、ある程度の期間の利用自粛をお願いするなどです。</li> </ul> <p>これは、「地域子育て支援センターにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」や「静岡県の警戒レベルとレベル毎の行動制限」を基に決めています。</p> <p>これまででは、県外から來た方や、家族が県外へ行った方からの利用の問い合わせに対しては、ある程度の期間が過ぎ、熱や風邪等の症状がなければ利用できることをお伝えしていただきました。</p> <p>しかし、島田市においても 8 月中旬以降に急激な感染拡大の状況となり、8 月 18 日から島田市も新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が適用され、8 月 20 日からは静岡県が緊急事態宣言の対象地域に適用されたことに伴ひ、子育て支援センターの利用については、島田市民の方のみとさせていただきます。</p>	×	子育て応援課 36-7159

				<p>した。</p> <p>ご提案の「やむを得ず県外へ行った方が利用できる時間帯を設ける」ことは、利用したいときに利用できないことが発生するなどして、子育て支援センターの運営上難しいと考えています。</p> <p>今後も基本的な感染症予防対策の徹底を図ってまいりますので、〇〇様におかれましても十分注意してお過ごしく下さい。</p>		
--	--	--	--	--	--	--